

蟹江町社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程(訪問型サービスA)

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会(以下「本会」という。)が開設する蟹江町社会福祉協議会指定訪問介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護事業(訪問型サービスA)(以下「訪問型サービスA」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護員等」という。)が、要介護状態(訪問型サービスAにあつては要支援状態または事業対象者)にある高齢者に対し、適正な訪問型サービスAを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(訪問型サービスAの運営の方針)

第3条 指定訪問型サービスAの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

- 2 訪問型サービスAの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。
- 3 訪問型サービスAの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 蟹江町社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- (2) 所在地 愛知県海部郡蟹江町大字西之森字海山326番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤兼務職員）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 訪問事業責任者 2名以上

訪問事業責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。

(3) 訪問介護員等 2.5名以上（常勤換算）

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

（営業日及び営業時間、サービス提供時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日（祝日及び12月29日から1月3日までを除く）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 日曜日から土曜日 午前6時から午後10時までとする。（祝日を含む）

（訪問型サービスAの内容及び利用料等）

第7条 事業所で行う訪問型サービスAの内容は次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する援助

① 調理

② 衣類の洗濯

③ 住居の掃除

④ 生活必需品の買い物

⑤ その他必要な日常生活に関する支援

2 訪問型サービスAを提供した場合の利用料は、蟹江町が定める額とし、法定代理受領サービスの場合は各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 訪問型サービス費（独自）（Ⅰ） ——— 1週に1回程度

(2) 訪問型サービス費（独自）（Ⅱ） ——— 1週に2回程度

(3) 訪問型サービス費（独自）（Ⅲ） ——— 1週に2回を超える程度

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、蟹江町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、訪問介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待の防止に関する事項）

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者等家族やサービス提供者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを管轄の市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 事業所は、すべての訪問介護員等(登録型の訪問介護員等を含む。以下同じ。)に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
 - (2) 継続研修 原則として年2回以上
- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人蟹江町社会福祉協議会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則（令和6年規程第8号）

この規程は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年規程第3号）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。